

工事請負契約の一部を変更することについて

平成29年6月28日に締結した新庁舎電話通信設備整備工事の請負契約の一部を下記のとおり変更することについて、周南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年周南市条例第52号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

平成31年2月20日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

工期「平成29年6月29日から平成31年3月15日まで」を「平成29年6月29日から平成31年5月15日まで」とする。

契約金額「¥149,580,000-」を「¥150,522,840-」とする。

(参 考)

概 要

1 原契約の概要

- (1) 工 事 名 新庁舎電話通信設備整備工事
- (2) 工 事 場 所 周南市岐山通1丁目1番地外
- (3) 工 期 平成29年6月29日から
平成31年3月15日まで
- (4) 契 約 金 額 ￥149,580,000-
- (5) 請 負 者 山口市熊野町4番5号
西日本電信電話株式会社 山口支店
支店長 潮崎 浩則
- (6) 契 約 の 方 法 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

2 変更理由

新庁舎建設建築主体工事の工期延長に伴う変更